

## 甲州市空き家情報バンク登録促進事業補助金交付要綱

平成28年10月18日

告示第144号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、甲州市まち・ひと・しごと総合戦略において掲げる基本目標「人の流れをつくり地域経済を創出」に位置付ける空き家利用の促進施策として、甲州市空き家情報バンク制度要綱（平成18年甲州市告示第91号。以下「制度要綱」という。）に定める甲州市空き家情報バンク制度（以下「空き家バンク」という。）への物件登録を促進するため、空き家バンク登録物件において残置する家財道具の処分及び住宅の清掃（以下「清掃等」という。）を行った所有者等に対して、甲州市補助金等交付規則（平成17年甲州市規則第49号）及びこの要綱に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)所有者等 空き家バンク登録物件に係る所有権その他権利を有し、当該物件の売却又は賃貸を行うことができる個人をいう。
- (2)清掃等 使用されず残置された状態の家具、電化製品、食器その他の家財道具の処分及び住宅内の清掃、住宅の敷地内での除草、その他新たに居住していく上で支障となるものの撤去・処分をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、制度要綱第2条第1号に該当する物件（以下「物件」という。）が空き家バンクに登録され、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1)登録物件において、過去に本要綱による補助金を交付されたことがないもの
- (2)市税を滞納していない者

### (補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、清掃等に要する費用とし、次の各号に掲げる経費とする。

- (1)甲州市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成17年甲州市条例第157号）第33条の規定による許可を受けた者による清掃等（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物の処理に要する料金を含む。）であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている業者が実施する経費であること。ただし、廃棄物の処理に至る前の段階で提供される廃棄物の整理及び除草等の作業において一般廃棄物処理業の許可を受けていない業者が行う役務に係る費用を含むものとする。
- (2)前号に掲げる経費（消費税及び地方消費税を含む。）の総額が、5万円以上であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、20万円を限度に予算の範囲内で市長が定めた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 清掃等に係る費用の見積書の写し
- (2) 清掃等を要する部分の写真
- (3) 申請年度前3年度における、市税等の納税証明書（様式第8号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかに申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を付すことができる。

(計画の変更等)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、清掃等に係る経費の変更がある場合は、次に掲げる書類を添えて、あらかじめ甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付変更申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 清掃等に係る費用の見積書の写し
- (2) その他変更内容が判断できる書類

2 市長は、前項に規定する変更申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第9条 補助事業者が、清掃等を中止する場合は、速やかに甲州市空き家バンク登録促進事業補助金計画中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して1箇月以内又は補助金交付申請年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 清掃等に係る費用の領収書の写し
- (2) 清掃等を実施した部分の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第12条 前条に規定する通知を受けた補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 当該物件の購入者又は借受者が所有者等の三親等以内の親族であるとき。
- (3) 物件を登録後、2年以内に空き家バンクの登録を解除したとき。
- (4) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、補助事業者に対して、その返還を命ずるものとする。

(報告及び調査)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して関係書類を調査させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(要綱の失効及び経過措置)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金に関する規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

㊞

甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付申請書

甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱第6条に基づき、空き家バンク登録物件の清掃等を行うにあたり、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金の名称  
甲州市空き家バンク登録推進事業補助金
- 2 空き家バンク物件登録番号 第 号
- 3 補助対象事業費 \_\_\_\_\_ 円
- 4 添付書類
  - ①清掃等に係る費用の見積書の写し
  - ②清掃等を要する部分の写真
  - ③市税の納税証明書（発効日から14日以内のもの。）
  - ④その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲州市長



甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 対象物件 空き家バンク登録番号 第 号
- 3 その他の条件
  - (1) この補助金は、本事業以外の目的に使用してはならない。
  - (2) 前項に違反したときは、補助金の全部又は一部を取り消す。
  - (3) 事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付変更申請書

年 月 日付け第 号により、補助金交付決定の通知を受けた甲州市空き家バンク登録推進事業補助金の事業計画を下記のとおり変更したいので、甲州市空き家バンク登録推進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 対象物件 空き家バンク登録番号 第 号
- 2 変更内容 清掃等に係る補助金の額の変更

※添付書類

- ・変更後の清掃等に係る費用の見積書の写し
- ・その他変更内容が判断できる書類

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲州市長



甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで申請のありました、下記の空き家バンク登録物件に係る甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付変更申請書を確認したところ、適当と認められるので、甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 対象物件 甲州市空き家バンク登録番号 第 号
- 2 変更後の交付決定額 円
- 3 その他

様式第 5 号 (第 9 条関係)

年 月 日

(宛先) 甲州市長

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

甲州市空き家バンク登録促進事業補助金計画中止届

年 月 日付け第号により補助金交付決定の通知を受けた甲州市空き家バンク登録促進事業の補助金交付計画について、下記のとおり中止したいので、甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により届け出ます。

記

- 1 対象物件 甲州市空き家バンク登録番号第号
- 2 中止の理由



様式第6号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

甲州市空き家バンク登録促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金の交付決定を受けた甲州市空き家バンク登録促進事業について、下記のとおり事業が完了したので、甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

- 1 対象物件 甲州市空き家バンク登録番号 第 号
- 2 完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
  - （1）清掃等に係る費用の領収書の写し
  - （2）清掃等を実施した部分の写真
  - （3）その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲州市長



甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで決定した甲州市空き家バンク登録促進事業補助金について、下記のとおり補助金の額が確定したので、甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- |         |                 |
|---------|-----------------|
| 1 対象物件  | 甲州市空き家バンク登録番号第号 |
| 2 交付決定額 | 円               |
| 3 交付確定額 | 円               |

様式 8 号 (第 6 条関係)

甲州市空き家バンク登録促進事業補助金申請用

市税〈完納・非課税〉証明書

納税義務者

住所

氏名

上記の者は、この証明書の発行日が属する平成 年度から平成 年度の 3 年間の市税及び国民健康保険税に〈滞納・課税〉がないことを証明する。

平成 年 月 日

甲州市長 田 辺 篤

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

甲州市長 田 辺 篤 様

申請者

住 所

氏 名

㊞

電話番号

甲州市空き家バンク登録促進事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け甲州政第 号で額の確定のありました甲州市空き家  
バンク登録促進事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金振込先

金融機関名		本・支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義			